開発行為手続きフローチャート

令和2年4月1日以降

事　業　者	市	備　考
計　画 →	事前相談	
開発予備協議申出書（要綱5条1項） →	開発予備協議申出書受付 開発行為説明会開催（要綱5条2項）	5,000㎡以上
協議経過書回答 ←	事業者に協議経過書送付	
事前協議申出書提出（要綱4条1項） →	事前協議申出書受理 審　査	5,000㎡未満
事前審査指摘事項是正 ←	建築開発課意見、協議先一覧表送付	
32条協議等（協議経過書） →	公共施設管理者等協議経過事項	※公共施設管理者が市以外の場合、個々に32条協議をしてください。
32条協議等（回答） →	公共施設管理者等 協議終了	
法第32条同意書受理 ←	建築開発課（※法第32条同意）	※公共施設管理者等が確認押印後、建築開発課が集約し、法第32条の同意書を事業者に発行します。
開発許可申請書作成 →	開発許可申請書受付	
開発許可申請書是正 ←	審　査	
	確　認	
開発行為許可証受理 ←	開発行為許可証発行	
工事着手届提出 →	工事着手届受理	
工事完了届提出 →	工事完了届受理 検　査	
検査済証受理 ←	検査済証発行 完了公告	